運 免 第 1 4 2 号 令和 2 年 5 月 1 5 日

交通部内所属長 
各警察署長

運 転 免 許 課 長 (新型コロナウイルス感染症対策免許対策班長)

運転免許関係業務の一部休止の解除について

運転免許関係業務については、「緊急事態宣言の発令による運転免許関係業務の一部休止について」(令和2年4月20日付け運免第59号)及び「運転免許関係業務の一部休止期間の延長について」(令和2年5月5日付け運免第108号)により一部休止期間等について指示されているところであるが、今般、政府において本県を含む地域の緊急事態宣言が解除されたことなどを踏まえ、令和2年5月18日(月)から運転免許関係業務の一部休止を解除して、運転免許関係業務を再開することとしたので、各所属においては誤りのないようにされたい。

なお、再開後においても、運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間の指定措置等を継続するとともに、来署者の集中混雑による「三つの密」を回避するため、必要により、待合室への一時的な入場制限などに配意されたい。

担当 運転免許課企画係